

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
特別支援教育ワーキンググループにおける教師の専門性に関する主なご意見

※ 以下、令和7年10月9日～令和7年12月23日にかけて開催された中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育ワーキンググループ（第1回～第5回）において、各委員やヒアリング団体から挙がった教師の専門性に関する主なご意見を事務局にて要約したもの。

【総論】

- 各校種の全ての教職員が特別支援教育についての最低限の理解をもって、そして、最低限の指導力を有していくことで、連続性のある学びの構築につながっていく。各部門や障害種に応じて、教職員の資質能力の向上を図っていくことが必要ではないか。【10/9 第1回ワーキンググループ】
- 教員養成部会においては、学校種別の養成段階の在り方について検討がなされており、共通して学ぶ内容の厳選が必要であるとの議論がなされているが、その中でどこまで特別支援教育に関わる内容を盛り込んでいくことができるか、検討が必要ではないか。【10/9 第1回ワーキンググループ】
- 小・中学校においては、特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒数が非常に増え続けているが、特別支援教育に関する専門性のある教員の採用や育成がそのスピードに追いついていない実態がある。【10/9 第1回ワーキンググループ】

【教職課程 関係】

- 特別支援学校教諭免許状の取得のさらなる推進と、認定心理士や学校心理士などの資格取得や、専門的な支援技法の習得を奨励していただきたい。また、全ての学校で特別支援教育が受けられるという前提を踏まえ、基礎免許状取得の際にも、特別支援教育について学ぶ時数を増やしていただきたい。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 現行の教職課程コアカリキュラムでは、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び

生徒に対する理解」に関する科目とは別に、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目においても、特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義や留意点の理解に関する事項が明記されている。通常の学級における多様性を踏まえた指導方法の工夫を実装するためには、「各教科の指導法」に関する科目の「(2)当該教科の指導方法と授業設計」に、特別の支援を必要とする児童生徒を想定した事項を明記できるかどうかが鍵になるのではないか。【11/25 第3回ワーキンググループ】

- 自立活動を特別支援学校の専門性の中核とうたいながら、なぜ本質についての共通認識が醸成されないか。教員養成大学のシラバスを参照すると、そもそも自立活動の内容の構成や項目の理解自体に焦点化した授業内容や時数は限られる。自立活動に関する事項がコアカリキュラムの第1欄ではなく、障害種別の第2欄に位置付けられたことによる制約も想定される。【12/9 第4回ワーキンググループ】

#### 【教員採用・研修 関係】

- 教員養成大学で学んだ専門性が生かされる試験制度や採用制度が必要ではないか。【10/9 第1回ワーキンググループ】
- 人事異動のローテーションが非常に短くなったり、経験年数が浅い教師が特別支援教育の場に配置されたりすることも多いことから、教師が研修を受ける機会を確保できるよう、学校管理職の後押しが必要である。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 国際障害者権利条約対日審査の総括所見も踏まえ、教職員が合理的配慮や障害の理解・啓発に関する必要性が学べるよう、すべての教職員に向けて、障害者の人権モデルについての意識を向上させていただきたい。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 通常の学級における特別支援教育に係る教師の専門性向上のための研修コンテンツや教師向けの資料の充実は意義のあること。その際、必要な情報に教師がたどり着きやすいよう、コンテンツの内容も含めた総合目次やキーワードを付与するなどの工夫があると便利ではないか。【11/25 第3回ワーキンググループ】

### 【自立活動に関する専門性 関係】

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員の専門性の担保の観点では、自立活動教諭免許状を有効活用する必要があるのではないか。これを講習等でも取得できるようにするなど、制度を変えることにより、担当教員が免許状を取得して自信をもって指導に当たれるのではないか。【10/9 第1回ワーキンググループ】
- 自立活動の指導に当たっては、児童生徒の実態をしっかり把握して、目標や実践につなげていく力が必要であるが、そういった教員の専門性をどのように高めていくかという点に課題を感じている。【10/9 第1回ワーキンググループ】

### 【各障害種に関する専門性 関係】

- 視覚障害教育に関して、長い歴史の中で培われてきた指導法や教材は重要であり、それらを使った指導ができる専門性のある教師を確保し、地域で学ぶ子供たちの指導に関わることができる体制を整備いただきたい。視覚障害教育は大学で学んで一朝一夕に身につくものではなく、現場の経験が非常に重要である。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 視覚障害教育については、高い専門性を持った教師の絶対数が少なく、経験を積んだ教師が他校種や他障害種の学校へ異動となることがあり、児童生徒の障害特性に応じた十分な指導が難しい場面が見受けられる。障害種別ごとに専門性を継続的に生かすことができる人事配置ガイドラインの整備や長期的な勤務が可能となる柔軟な異動制度の検討、あるいは人事配置上の特例外措置を各設置者に働きかけていただきたい。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- きこえない・きこえにくい子供の教育を担う教師については、子供ときちんとコミュニケーションすることができるレベルの手話言語の力が必要であり、そういった教師を養成することも必要である。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 聴覚障害教育では、言葉や語彙を増やしたり、内容のレベルを上げたりしていくときにきちんと押さえをしていかないと知識が積み上がらないため、指導者はこうした専門性を理解し、コミュニケーション能力を育てる力があることが大切である。【10/21 第2回ワーキンググループ】

- 知的障害児への合理的配慮については、適切なアセスメントに基づいて方策を明確化することが不可欠であるため、適切なアセスメントを実施できるよう、教師の養成と専門性の向上を図っていただきたい。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 発達障害のある児童生徒が通常の学級で学び続けることができるためには合理的配慮が非常に重要であることから、すべての教職員に対して、特別支援教育における合理的配慮に関する理解を促進することが重要である。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 通常の学級、通級指導教室等における発達障害のある児童生徒への個別最適な教育の専門性を確保するための教員研修体制の充実を図っていただきたい。【10/21 第2回ワーキンググループ】
- 教師が場面緘默の子供に対する合理的配慮や指導方法を知らず、保護者から提案するしかないという現状がある。教師が合理的配慮や指導案を知り、保護者に提案しながら一緒に考えてほしい。【10/21 第2回ワーキンググループ】